

## 廃棄物処理業者等に係る不利益処分基準

### 第1 目的

この基準は、廃棄物の処理業者及び設置者（以下「処理業者等」という。）に対し行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の3、第7条の4、第9条の2、第9条の2の2、第14条の3、第14条の3の2、第14条の6、第15条の2の7又は第15条の3に規定する不利益処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条に基づく処分基準を定めるものとする。

### 第2 定義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）処理業者 法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第14条の4第6項の許可を受けている者をいう。
- （2）設置者 法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けている者をいう。

### 第3 処分基準

違反行為に対する不利益処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成23年3月15日環廃産発第110310002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に定める基準のほか、次の表に定める基準により行う。

違反行為	処分内容
無許可営業（法第7条第1項又は第6項）	法第7条の4第1項第5号又は第9条の2の2第1項第2号に基づく許可の取消し
不正手段による営業許可取得（法第7条第1項又は第6項）	
無許可変更（法第7条の2第1項）	
不正手段による事業範囲変更許可取得（法第7条の2第1項）	
事業停止命令・措置命令違反（法第7条の3、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項）	
委託基準違反（法第6条の2第6項又は第7	

項)	
名義貸しの禁止違反（法第7条の5）	
施設無許可設置（法第8条第1項）	
不正手段による施設設置許可取得（法第8条第1項）	
施設無許可変更（法第9条第1項）	
不正手段による施設変更許可取得（法第9条第1項）	
無確認輸出（法第10条第1項）	
無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（法第10条第1項、第16条又は第16条の2未遂）	
委託基準違反、再委託禁止違反（法第6条の2第7項又は第7条第14項）	
施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（法第9条の2第1項又は第19条の3）	
施設無許可譲受け・無許可借受け（法第9条の5第1項）	
不法投棄・不法焼却目的収集運搬（法第16条又は第16条の2（違反目的の運搬行為））	
無確認輸出予備（法第10条第1項（違反目的予備））	
土地形質変更命令違反・措置命令違反（法第15条の19第4項又は第19条の10第1項）	法第7条の3第1号又は第9条の2第1項第3号に基づく停止90日
施設使用前検査受検義務違反（法第8条の2第5項又は第9条第2項準用を含む）	法第7条の3第1号又は第9条の2第1項第3号に基づく停止60日
一般廃棄物処理基準履行義務違反（法第7条第13項）	
維持管理履行義務違反（法第8条の3）	
帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第7条第15項又は第16	法第7条の3第1号又は第9条の2第1項第3号に基づく停止30日

項)	
業廃止・変更届出・施設廃止届出・施設変更届出・最終処分場埋立終了届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（法第7条の2第3項、第9条第3項又は第4項若しくは第9条の7第2項）	
定期検査拒否・妨害・忌避（法第8条の2の2第1項）	
維持管理事項記録義務違反・虚偽届出・備付け義務違反（法第8条の4）	
報告拒否、虚偽報告（法第18条）	
立入検査拒否・妨害・忌避（法第19条第1項又は第2項）	
技術管理者設置義務違反（法第21条第1項）	
土地形質変更未届、虚偽の届出（法第15条の19第1項）	
事故時応急措置命令違反（法第21条の2第2項）	法第7条の3第1号又は第9条の2第1項第3号に基づく停止（応急措置に必要な期間）
その他の違反行為	法第7条の3第1号又は第9条の2第1項第3号に基づく停止10日
許可要件不適合（法第7条第5項第3号又は第10項第3号並びに第8条の2第1項第3号）	法第7条の3第2号、第7条の4第2項又は第9条の2の2第2項に基づく停止（必要な改善期間） 改善が不可能な場合は許可の取消し
許可条件違反（法第7条第11項）	法第7条の3第3号に基づく停止30日

#### 第4 2以上の違反の取扱い

処理業者等が第3に掲げる違反行為の2以上に該当したときは、当該違反行為の処分内容のうち最も重いものを適用する。

## 第5 2以上の許可を有する者に対する不利益処分

法による2以上の許可を有する処理業者等が第3に掲げる違反行為に該当したときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 当該処理業者等に対し、第3又は第4の規定によりその者の一の許可に係る事業の一部又は全部に対し、停止の処分をしたときは、法第7条の3第1号、法第9条の2第1項第3号、法第14条の3第1号、法第14条の6において準用する法第14条の3第1号又は法第15条の2の7第3号の規定に基づき、他の許可に係る事業の一部又は全部について、停止を命ずる。
- (2) (1)の場合において、他の許可に係る事業について命ずる停止の期間は、一の許可に係る事業について命ずる停止の期間以内の期間（処理業者等が処分業者であって、かつ設置者である場合は、当該一の許可による事業に対し命ずる停止の期間）とする。

## 第6 違反の程度の判定及び軽減措置

不利益処分を行おうとする場合においては別紙に定める基準により違反の程度を判定するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、処分を軽減し、又は処分を行わないことができる。

- (1) 違反した行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、処分を軽減するに足る相当の理由があると認められるとき。

## 第7 関係許可権者との協議

第3の表に掲げる違反行為について、他の自治体と連携を図る必要があるときは、処分の内容・時期等について協議し、不利益処分の実効性を確保するよう調整するものとする。

## 第8 運用開始年月日

この基準は、平成24年4月1日から運用する。

別紙 違反の程度及び処分の適用の判定基準

1 違反の程度及び処分の適用の判定

第3に規定する処分基準について、(1)違反の程度、(2)過去の違反歴を考慮して第1表から第5表までの処分の適用を決定する。

(1)違反の程度の判断は、下表の考慮項目に基づき検討する。

考慮項目	少(無) ↔ 大(有)		
	1	3	5
① 故意性がある	1	3	5
② 反復継続性がある	1	3	5
③ 生活環境保全上の支障発生がある	1	3	5
④ 社会的影響がある	1	3	5
⑤ 是正への取り組み・現状回復措置の実施	1	-1	-3

①から⑤までの合計点を求め、違反の程度を判定する。

違反の程度	合計点数
軽度	6点以下
中度	7点から12点
重度	13点以上

(2)過去の違反歴の判断は、次に定めるところによる。

違反	違反行為を行った時点から遡って5年以内に、始末書(これに類するものを含む。)の徴収若しくは改善指導書交付の行政指導(以下「行政指導」という。)又は不利益処分を受けたことがない場合
再違反	違反行為を行った時点から遡って5年以内に、行政指導又は不利益処分を1回受けたことがある場合
再々違反	違反行為を行った時点から遡って5年以内に、行政指導又は不利益処分を2回受けたことがある場合

第1表 第3の規定により処分基準が許可の取消しに当たる場合のうち、法第7条の4第1項第5号、第9条の2の2第1項第2号、第14条の3の2第1項第5号(第14条の6にお

いて準用する場合を含む。) 又は第15条の3第1項第2号の情状が特に重い場合

上記情状が特に重い場合に該当しない場合、その程度により第2表から第5表に該当するものとする。

違反の程度	違反	再違反	再々違反
軽度			
中度			許可取消し
重度		許可取消し	許可取消し

第2表 第3から第5までの規定により処分基準が事業停止90日に該当する場合

違反の程度	違反	再違反	再々違反
軽度	行政指導	10日間停止	30日間停止
中度	10日間停止	30日間停止	60又は90日間停止
重度	30日間停止	60又は90日間停止	90日間停止

第3表 第3から第5までの規定により処分基準が事業停止60日に該当する場合

違反の程度	違反	再違反	再々違反
軽度	行政指導	10日間停止	30日間停止
中度	10日間停止	30日間停止	30又は60日間停止
重度	30日間停止	30又は60日間停止	60日間停止

第4表 第3から第5までの規定により処分基準が事業停止30日に該当する場合

違反の程度	違反	再違反	再々違反
軽度・中度	行政指導	10日間停止	10日間停止
重度	10日間停止	30日間停止	30日間停止

第5表 第3から第5までの規定により処分基準が事業停止10日に該当する場合

違反の程度	違反	再違反	再々違反
軽度・中度	行政指導	10日間停止	10日間停止
重度	10日間停止	10日間停止	10日間停止

